

宅建朝から1問 宅建業法 37条書面 宅建 R01-34-1<<#910>>

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が自ら売主として建物の売買を行う場合、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額として売買代金の額の10分の2を超えない額を予定するときは、37条書面にその内容を記載しなくてよい。

【答え】誤り

≪ポイント≫ 37条書面の任意的記載事項⇔35条書面必ず記載【宅建★入門】

- ① 代金・交換差金・借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的
- ② 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- ③ 損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容
- ④ 代金・交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合においては、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置
- ⑤ 当該宅地若しくは建物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合における当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置についての定めがあるときは、その内容

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>